



2019年7月16日

各 位

会 社 名 イメージ情報開発株式会社
代表者名 代表取締役社長 代永 拓史
(コード番号 3803)
問 合 せ 先 常務取締役経営管理室長 佐藤 将夫
(TEL:03-5217-7811)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、第44期の内部統制報告書(2019年6月28日関東財務局へ提出)に開示すべき重要な不備があり、当社の財務報告に係る内部統制は有効ではない旨を記載いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

当社は、過去の連結財務諸表及び財務諸表に会計上の懸念があることについて外部から指摘を受け、事実関係を正確に把握して問題点を解明する必要があると判断したことから、2018年12月14日付で当社と利害関係を有しない外部の専門家から構成される第三者委員会を設置し、当該懸案の事実関係の調査等を行い、2019年2月12日付で同委員会による調査報告書を受領いたしました。

その結果、当社の取引においてコンサルティング事業の一部に関する売上及び売掛金計上が不適切であるとの指摘を受けました。また、2013年8月に持分法適用関連会社化し、2015年3月に持分法適用除外をいたしました企業の債権に対する貸倒引当金計上の時期を訂正すべきとの指摘を受けました。

当社は、これらの指摘及びその後の監査において当社監査法人から指摘された事項等を踏まえ、2014年3月期第3四半期から2019年3月期第2四半期までの決算短信等について訂正を行うことといたしました。

これらの訂正は、企業経営にとっての重要事項の多くが企業トップの判断を以て決定され、監査役その他の機関による経営陣に対する監督及び牽制が働いていなかったこと、法務関連業務や決算対応業務を適切に行うことができる人材が不足していること等に起因しており、全社的な内部統制が必ずしも十分に整備・運用できていなかったことによるものであるため、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

2. 事業年度末日までに是正できなかった理由

上記事実は、当事業年度末日近くに判明したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することはできませんでした。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、また再発防止に向けて、第三者委員会の調査報告書の再発防止策の提言を踏まえ、以下のコンプライアンス意識の改革、ガバナンスの強化、法務担当部門及び経理担当部門の充実等、必要な改善及び措置を進め、着実に実施していくことで、内部統制の充実を図り、法令遵守の徹底に努めてまいります。

再発防止策（基本方針）

- (1) 代表取締役の変更
- (2) 取締役会におけるコーポレート・ガバナンス体制の確立
 - ①取締役会の体制整備
 - ②社外取締役の選任
 - ③取締役会運営方法の改善
- (3) 役員のコンプライアンスの徹底
- (4) コンプライアンス委員会の実効性確保
- (5) 管理部門の体制強化
 - ①内部監査室長の採用
 - ②弁護士事務所との顧問契約の再開
 - ③会計基準等に関する研修の実施
- (6) 資本出資時の社内規程の新設
- (7) 稟議決裁制度の改定
- (8) 会計監査人の交代

4. 連結財務諸表に与える影響

開示すべき重要な不備に起因する調査結果に基づく必要な修正事項は、財務諸表及び連結財務諸表において適正に反映しております。

5. 財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以 上